



# 長野県報

5月30日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2271号

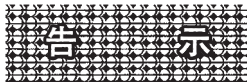
## 目次

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) .....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課) .....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) .....	3

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) .....	4
平成24年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生の募集(医療推進課) .....	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(5件)(農地整備課) .....	5
林業技術者養成講習の実施(信州の木振興課) .....	6
平成24年度長野県短期大学学生の募集(教育総務課) .....	7
開発行為に関する工事の完了(5件)(建築指導課) .....	13
一般競争入札(都市計画課) .....	13
平成23年度長野県教育職員免許法認定講習の開設(教学指導課) .....	15
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) .....	19
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活環境課) .....	20
一般競争入札(特別支援教育課) .....	21



### 長野県告示第399号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月30日

長野県知事 阿部守一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字清水入3245のイ・3245のロ・3248の1・3248のロ(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、3251、字上在家3249の1から3249の3まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、3249の4、3249の5、3249のロの2、3250、字山ノ神3262・3263の1・3263の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字あしの入3264のイ、3264のロ、3265のイ、3265のロ、3266のイ、3266のロ、3267の1、3267のロ、3268の1、3268のロ、3269

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字あしの入3264のイ、3264のロ、3265のイ、3265のロ、3266のイ、3266のロ、3267の1、3267のロ

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第400号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡木曾町新開8805の1、8805の2、8805の7から8805の15まで、8806の1から8806の12まで、8807の1、8807の2、8808
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新開8805の7から8805の15まで、8806の3から8806の12まで、8807の1、8807の2
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第401号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡大桑村大字長野2417の2、2417のイ、2420の1、2440、2646、2649の2、2652、2654の1から2654の3まで、2658、2659の1、2659の3、2661、2664、2666の1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第402号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡小川村大字高府字下荻之久保12583、12588、12595、12596、12598、12602の2、12603、12629、12635の1、12637、12638の1、12638の2、12641の1から12641の3まで、12656の2、字上新井12669、12673、12674、12677、12681から12683まで、12689、字下新井12849の1、12852、12853、12855、12856
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第403号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大町市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第404号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県土尻川砂防事務所及び小川村役場に備え置きます。

平成23年5月30日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
日本記	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域。	小川村	稲丘	日本記	5513番 5514番1 5459番4 5471番3 5478番1	1号 2号 3号 4号 5号及び6号
		〃	〃	〃	5455番1 5457番1 5510番1	7号 8号 9号

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年5月30日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田富山佐久間線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村8066番の51地先から 下伊那郡泰阜村8089番の2地先まで	旧	3.5～52.0 m	0.4618 km
同 上		3.5～52.0	0.4618
下伊那郡泰阜村8066番の51地先から 下伊那郡泰阜村8284番の27地先まで	新	19.4～82.0	0.4650

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年6月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年5月30日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 飯田富山佐久間線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡泰阜村8066番の51地先から  
下伊那郡泰阜村8284番の27地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年6月1日

道路管理課

選告示第35号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成23年5月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる病院中「独立行政法人国立病院機構長野病院」を「独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター」に、「松本市大字芳川村井町1,209」を「松本市村井町南2丁目20番30号」に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中「特別養護老人ホーム シルバーピラ・こもろ」を「菊の園」に、「ザ・サンシャイン岡谷」を「ツクイ・サンシャイン岡谷」に改め、同表の不在者投票のできる身体障害者支援施設中「やまびこ園」を「障害者支援施設 やまびこ園」に、「千曲市大字野高場1764-9」を「千曲市大字森3109」に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中「飯田市上郷介護老人保健施設」を「飯田市立病院介護老人保健施設」に改める。

選挙管理委員会